

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 鱒ヶ沢洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

- 1 事業実施想定区域及びその周辺には、他事業者による既存及び計画中の風力発電事業が多数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目を環境影響評価方法書において選定すること。
- 2 風力発電設備の設置に伴う流向・流速の変化により、海底や海浜等に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価方法書において、地形改変及び施設の存在に係る環境影響評価項目として流向・流速を選定すること。
- 3 事業実施想定区域周辺には、藻場が分布しており、当該藻場は、多種多様な動植物の生息・生育環境となっていると考えられる。当該藻場周辺への風力発電設備の設置に伴い、流向・流速が変化することにより、これらの生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置の検討に当たっては、藻場の保全に十分配慮すること。
- 4 造成等の施工に伴う水の濁りにより、海域に生息・生育する動植物に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価方法書において、造成等の施工に係る環境影響評価項目として水質（水の濁り）を選定するとともに、当該動植物に対する水の濁りの影響を適切な手法により調査、予測及び評価すること。
- 5 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う水中音の発生により、海域に生息する動物に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価方法書において、建設機械の稼働及び施設の稼働に係る環境影響評価項目として水中音を選定するとともに、当該動物に対する水中音の影響を適切な手法により調査、予測及び評価すること。